

平成 2 2 年 度 保 育 所 徴 収 金 基 準 額 表

〈厚生労働省基準〉

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		3歳未満児	3歳以上児
階層区分	定 義		
第 1	生活保護による被保護世帯（単給世帯を含む）及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0 円	0 円
第 2	平成21年分の所得税と平成21年度住民税が非課税の世帯	母子家庭等・在宅障害児（者）世帯	0 円
			9,000 円
第 3	平成21年分の所得税が非課税で平成21年度住民税が課税の世帯	母子家庭等・在宅障害児（者）世帯	18,500 円
			19,500 円
第 4	40,000円未満	30,000 円	27,000 円
第 5	平成21年分の所得税が次の区分に該当する世帯（ただし、第1階層に属する場合を除く）	44,500 円	41,500 円
第 6	103,000円以上413,000円未満	61,000 円	58,000 円
第 7	413,000円以上	80,000 円	77,000 円
第 8	734,000円以上	104,000 円	101,000 円

〈浜田市〉

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		3歳未満児	3歳以上児
階層区分	定 義		
第 1	生活保護による被保護世帯（単給世帯を含む）及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0 円	0 円
第 2	平成21年分の所得税と平成21年度住民税が非課税の世帯	母子家庭等・在宅障害児（者）世帯	0 円
			5,400 円
第 3	平成21年分の所得税が非課税で平成21年度住民税が課税の世帯	母子家庭等・在宅障害児（者）世帯	11,100 円
			11,700 円
第 4	40,000円未満	18,000 円	16,200 円
第 5	平成21年分の所得税が次の区分に該当する世帯（ただし、第1階層に属する場合を除く）	26,700 円	24,900 円
第 6	103,000円以上413,000円未満	36,600 円	34,000 円
第 7	413,000円以上	36,600 円	34,000 円
第 8	734,000円以上	36,600 円	34,000 円

【保育所保育料について】

保育所の運営に必要な経費は、国、県、市及び保護者が負担する保育料で負担することになっております。

保護者の皆さまにご負担いただきます保育料につきましては、上記のとおり決定いたしましたのでご理解とご協力をお願いいたします。

- 保育料の金額は、児童と生計を一にしている父母の税額によって決まります。ただし、児童と同一世帯で父母以外の扶養義務者が家計の主宰者である場合は、その方の税額を含めます。
- 上記の表の所得税額を計算する場合、国及び地方公共団体に対する寄附金控除、住宅取得控除、配当控除、外国税額控除、電子証明書等特別控除を適用する前の所得税額とします。
- 保育料の年齢区分の適用は、保育の実施が行われた日の属する月の初日において行い、その年度中は、その年齢区分の保育料が適用されます。したがって、保育の実施が行われた日以降に年齢区分が変わる年齢に到達しても、その年度中は年齢区分の変更はありません。
- 同一世帯から2人以上の就学前児童が同時に保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚園、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童デイサービスを利用している場合、2人目以降の保育所保育料は、右の表によります。
- 第3子以降3歳未満の児童については、申請により2～4階層は2/3、5～8階層は1/2の免除を受けることができます。
- 保育料督促状については、1通につき手数料200円を徴収します。

階層区分	基 準	適 用
2～8階層	① 最も年齢の高い児童	全額適用
	② 次に年齢の高い児童	半額適用
	③ それ以外の児童	無 料